

法 情 報 学 (第 1 0 回)

弁護士 川 添 圭
kawazoe@kondolaw.jp

I 個人情報保護法・総論

1 個人情報保護法とは

(1) 個人情報保護法の目的と理念 (法1)

「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

(2) 個人情報保護法の構造

① 情報基本法としての個人情報保護法

基本理念 (法3) : 「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」

適用範囲 = 第1章(総則)・第2章(国及び地方公共団体の責務等)・第3章(個人情報の保護に関する施策等)については主として国の基本方針・施策・努力義務について定めるもの

② 行政法としての個人情報保護法

第4章(個人情報取扱事業者の義務等)の規定 = 行政法規

→(a)本法に違反してなされた行為 (名簿の取引等) の民事的効力に影響はない

(b)本法の義務に違反して情報流出が発生したからといって、すぐ損害賠償責任を負うわけではない。

(3) 各国の個人情報保護法制との比較

① 外国の個人情報保護法制

1973年 スウェーデン・データ法

1977年 ドイツ・データ保護法

1978年 フランス・データ処理・データファイル及び個人の自由に関する法律

1984年 イギリス・データ保護法

1986年 アメリカ・電子情報プライバシー法

1994年 韓国・公共機関における個人情報保護に関する法律

② 法制度の分類

(a) オムニバス方式＝公的機関と民間を1つの法律で規制

- ・官民包括規制型：スウェーデン，フランス，イギリス等
- ・官民分離規制型：ドイツ，日本等

(b) セグメント方式＝公的機関の規制法と民間の規制法を区別

- ・民間一括規制型：デンマーク等
- ・民間個別規制型：アメリカ・カナダ等

2 個人情報保護法とOECD 8原則

OECD 8原則	個人情報保護法の規定
①目的明確化の原則 利用制限の原則	・利用目的の特定（法15） ・利用目的による制限（法16） ・第三者提供の制限（法23）
②収集制限の原則	・不正な手段によらない適正な取得（法17）
③データ内容の原則	・データ内容の正確性の確保（法19）
④安全保護の原則	・安全管理措置（法20） ・従業者・委託先に対する適切な監督（法21）
⑤公開の原則 個人参加の原則	・利用目的の通知等（法18） ・保有個人データの公表等（法24） ・本人の請求による開示（法25） ・本人の請求による訂正等（法26） ・本人の請求による利用停止等（法27）
⑥責任の原則	・苦情の適切かつ迅速な処理（法31）

II 各種定義規定

1 個人情報等

(1) 個人情報（法2 I）

① 個人情報の定義

「生存する個人に関する情報であつて，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

② 要件

- ・個人に関する情報であること

- ・生存者の情報であること
- ・特定個人を識別できる情報であること

③ 特徴

(a) 形式的分類であること

→個人を特定可能か否かによる分類であり，当該情報の持つ機微度や漏洩の際の危険性等を考慮しない。

(b) 個人情報概念の相対性

※特定個人の識別可能性についての判断基準

A 主観説：当該個人情報を取り扱う者を基準に考える

B 客観説：一般人（個人情報取扱事業者の場合は一般的事業者）を基準に考える

C 折衷説：識別方法（復号化・記録読み出し手段等）の認識を前提に，一般人を基準に考える

④ 当該情報それ自体では特定個人を識別できないが，他の情報と照合することによって特定個人を識別することができる場合（モザイク・アプローチ）

※行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法との違い

= 「容易に」の要件の有無

⑤ 本法でいう「個人情報」の具体例

（「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象としたガイドライン」〔経産省ガイドライン〕Ⅱ1.(1)による）

【該当する事例】

- (a) 本人の氏名
- (b) 生年月日，連絡先（住所・居所・電話番号），会社における職位又は所属に関する情報について，それらと本人の氏名を組み合わせた情報
- (c) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報
- (d) 特定の個人を識別できるメールアドレス情報(keizai_ichiro@meti.go.jp等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても，日本の政府機関である経済産業省に所属するケイザイイチローのメールアドレスであることがわかるような場合等)
- (e) 特定個人を識別できる情報が記述されていなくても，周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報
- (f) 雇用管理情報（会社が社員を評価した情報を含む。）
- (g) 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても，取得後，新たな情報が付加され，又は照合された結果，生存する特定の個人を識別できた場合は，その時点で個人情報となる。）
- (h) 官報，電話帳，職員録等に公表されている情報

【該当しない事例】

- (a) 企業の財務情報等，法人等の団体に関する情報（団体情報）
- (b) 記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報(例えば，abc012345@ispisp.com。ただし，他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できる場合は，個人情報となる。)
- (c) 特定の個人を識別することができない統計情報

(2) 個人情報データベース等（法2Ⅱ）

① 定義

「個人情報を含む情報の集合物であって，次に掲げるものをいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか，特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」

※「政令で定めるもの」

これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって，目次，索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
(個人情報保護法施行令1)

② 具体例（経産省ガイドラインⅡ1.(2)）

【該当する事例】

- (a) 電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳
- (b) ユーザーIDとユーザーが利用した取引についてのログ情報が保管されている電子ファイル
- (c) 社員が，名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）に入力し，他の社員等も検索できる状態にしている場合
- (d) 人材派遣会社が登録カードを，氏名の五十音順に整理し，五十音順のインデックスを付してファイルしている場合
- (e) 氏名，住所，企業別に分類整理されている市販の人名録

【該当しない事例】

- (a) 社員が，自己の名刺入れについて他人が自由に検索できる状況に置いていても，他人には容易にわからない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合
- (b) アンケートの戻りはがきで，氏名，住所等で分類整理されていない状態である場合

(3) 個人データ (法2IV)

① 定義

「個人情報データベース等を構成する個人情報」

② 具体例 (経産省ガイドライン II 2.(4))

【個人データに該当する事例】

- (a) 個人情報データベース等から他の媒体に格納したバックアップ用の個人情報
- (b) コンピュータ処理による個人情報データベース等から出力された帳票等

【個人データに該当しない事例】

- ・個人情報データベース等を構成する前の入力帳票に記載されている個人情報

③ 電話帳・カーナビ等の取扱い (経産省ガイドライン)

- (a) 個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものである。
- (b) その個人情報データベース等を構成する個人情報として氏名、住所（居所を含み、地図上又はコンピュータの映像面上において住所又は居所の所在場所を示す表示を含む。）又は電話番号のみを含んでいる。
- (c) その個人情報データベース等について、新たに個人情報を加え、識別される特定の個人を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを変更するようなことをせずに、その事業の用に供している。

(4) 保有個人データ (法2V)

① 定義

「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のもの」

② 保有個人データから除外されるもの (個人情報保護法施行令3)

- (a) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの (施行令3①)
 - 例) 家庭内暴力、児童虐待の支援団体が、加害者及び被害者を本人とする個人データを持っている場合
- (b) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの (施行令3②)
 - 例) 不審者、悪質なクレーム等からの不当要求を防止するため、それらを繰り返す者を本人とする個人データを保有している場合
- (c) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは

国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの（施行令3③）

例）要人の訪問先やその警備会社が、当該要人を本人とする行動予定や記録等を保管している場合

(d)当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの（施行令3④）

例）警察からの捜査関係事項照会、搜索差押令状の対象となった事業者がその対応の家庭で捜査対象者又は被疑者を本人とする個人データを保有している場合

2 個人情報取扱事業者（法2Ⅲ）

(1) 定義

「個人情報データベース等を事業の用に供している者」

(2) 該当しない者

- ① 国の機関 →行政機関個人情報保護法を適用
- ② 地方公共団体 →個人情報保護条例を適用
- ③ 独立行政法人等 →独立行政法人個人情報保護法を適用
- ④ 地方独立行政法人 →個人情報保護条例を適用
- ⑤ 「その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」

→その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人数を除く。）の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5000を超えない者（施行令2）

(3) 具体例（経産省ガイドライン）

【特定の個人の数に算入しない事例】

- (a) 電話会社から提供された電話帳及び市販の電話帳CD-ROM等に掲載されている氏名及び電話番号
- (b) 市販のカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに格納されている氏名、住所又は居所の所在場所を示すデータ（ナビゲーションシステム等が当初から備えている機能を用いて、運行経路等新たな情報等を記録する場合があったとしても、「特定の個人の数」には算入しないものとする。）
- (c) 氏名又は住所から検索できるよう体系的に構成された、市販の住所地図上

の氏名及び住所又は居所の所在場所を示す情報

(d) 倉庫業、データセンター（ハウジング、ホスティング）等の事業において
預かった、その内容について関知しない個人情報

【個人情報取扱事業者に該当する事例】

- ・ 電子媒体及び紙媒体（以下「媒体」という。）の個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和が5000人以上である事業者

3 本人（2V）

「個人情報によって識別される特定の個人」

※用語の問題（「情報主体」「データ主体」）

III 個人情報取扱事業者の義務（概論）

1 「個人情報」の取得時における義務

- ① 利用目的の特定（法15）
- ② 利用目的の通知（法18）
- ③ 適正な取得（法17）

2 取得した個人情報（「個人データ」）の利用時における義務

- ① データ内容の正確性確保（法19）
- ② 安全管理措置（法20）
- ③ 従業者の監督（法21）
- ④ 委託先の監督（法23）
- ⑤ 第三者提供の制限（法23）

3 「保有個人データ」の取扱いに関する義務

- ① 保有個人データに関する事項の公表（法24）
- ② 開示等の求めに応じる義務（法25～30）

4 「個人情報」の取り扱いに関する義務

- ① 利用目的による制限（法16）
- ② 利用目的の変更（法15Ⅱ，法18Ⅲ）
- ③ 苦情処理義務（法31）

5 「個人情報」消去時の留意点

参考：総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」5条2項

〔総務省ガイドライン〕

「電気通信事業者が管理する個人情報については、利用目的に必要な範囲内で保存期間を定めることを原則とし、当該期間経過後又は利用の目的を達成した後は、遅滞なく消去するものとする。」